

共通

2表 大分県選出議員選挙・比例代表選出議員選挙 選挙当日有権者概数速報用紙

市町村名	竹田市
------	-----

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
					時	分		

	選挙人名簿登録者数 (4.6.21現在) (A)			補正登録者数 (B)			失権者数 (C)			抹消者数 (D)			選挙当日有権者概数 (E)=(A)+(B)-(C)-(D)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国内	8,321	9,599	17,920	0	0	0	3 (0)	3 (0)	6 (0)	28 (0)	32 (0)	60 (0)	8,290	9,564	17,854
在外	4	11	15	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4	11	15
												男	女	計	
うち、選定投票所分												2,378	2,829	5,207	

(注)1. 「選挙人名簿登録者数」は、令和4年6月21日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数であること。
 2. 「補正登録者数」は、令和4年6月22日(選挙時登録翌日)以後7月9日(選挙期日前日)までの間に補正登録した者の数であること。
 3. 「失権者数」は、公職選挙法第11条第1項若しくは第2項又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨を表示中の者の数であること。
 ただし、期日前投票後に「失権者」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること。
 4. 「抹消者数(国内)」は、令和4年6月22日以後7月9日までの間に死亡した者、転出者又は誤載者で抹消の決定を委員会で行った者並びに転出中と表示された者のうち転出先市町村の選挙人名簿に登録された者の数であること。
 (なお、転出後4ヶ月を経過するに至らず、未だ抹消されてはいないものの転出先の市町村において、選挙人名簿に登録された者についても便宜上計上する。)
 「抹消者数(在外)」は、令和4年6月22日以後7月9日までの間に死亡した者、誤載者、日本国籍を喪失又は日本国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過した者で、抹消の決定を委員会で行った者の数であること。
 (なお、日本国内で新たに住民票が作成され、国内の選挙人名簿に登録された者については、未だ4ヶ月を経過しない者であっても、便宜上計上する。)
 ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること【国内・在外】。
 5. 選定投票所分(市は3投票所の合計、町村は1投票所分)の選挙当日有権者概数もあわせて速報すること。
 ただし、指定在外選挙投票区である場合、在外分は参入しないこと。